

## 平成28年矢巾町議会定例会1月第2回会議目次

議案目次	1
第1号(1月28日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条により出席した説明員	4
○職務のために出席した職員	4
○開議	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会議期間の決定	5
○請願・陳情の審査報告	6
27請願第7号 TPP交渉の情報公開とTPPからの撤退・調印中止を求め る請願	
○議案第2号 矢巾町活動交流センター条例の制定について	8
○議案第3号 矢巾町矢幅駅東西駅前広場条例の制定について	11
○議案第4号 矢巾町子育て世代活動支援センター条例の制定について	14
○発議案第2号 矢巾町議会傍聴規則の全部を改正する規則について	18
○発議案第3号 TPP交渉の情報公開とTPPからの撤退・調印中止を求める意 見書の提出について	19
○閉議	20
○署名	21

# 議 案 目 次

平成 2 8 年 矢 巾 町 議 会 定 例 会 1 月 第 2 回 会 議

1. 請 願 ・ 陳 情 の 審 査 報 告

2 7 請 願 第 7 号 T P P 交 渉 の 情 報 公 開 と T P P か ら の 撤 退 ・ 調 印 中 止 を 求 め る 請 願

2. 議 案 第 2 号 矢 巾 町 活 動 交 流 セ ン タ ー 条 例 の 制 定 に つ い て

3. 議 案 第 3 号 矢 巾 町 矢 幅 駅 東 西 駅 前 広 場 条 例 の 制 定 に つ い て

4. 議 案 第 4 号 矢 巾 町 子 育 て 世 代 活 動 支 援 セ ン タ ー 条 例 の 制 定 に つ い て

5. 発 議 案 第 2 号 矢 巾 町 議 会 傍 聴 規 則 の 全 部 を 改 正 す る 規 則 に つ い て

6. 発 議 案 第 3 号 T P P 交 渉 の 情 報 公 開 と T P P か ら の 撤 退 ・ 調 印 中 止 を 求 め る 意 見 書 の 提 出 に つ い て



平成28年矢巾町議会定例会1月第2回会議議事日程（第1号）

平成28年1月28日（木）午前10時開議

議事日程（第1号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会議期間の決定

第 3 請願・陳情

27請願第7号 TPP交渉の情報公開とTPPからの撤退・調印中止を求める請願

第 4 議案第2号 矢巾町活動交流センター条例の制定について

第 5 議案第3号 矢巾町矢幅駅東西駅前広場条例の制定について

第 6 議案第4号 矢巾町子育て世代活動支援センター条例の制定について

第 7 発議案第2号 矢巾町議会傍聴規則の全部を改正する規則について

第 8 発議案第3号 TPP交渉の情報公開とTPPからの撤退・調印中止を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
8番	藤原梅昭	議員	9番	川村農夫	議員
10番	山崎道夫	議員	11番	高橋七郎	議員
12番	長谷川和男	議員	13番	川村よし子	議員
14番	小川文子	議員	15番	藤原由巳	議員
16番	藤原義一	議員	17番	米倉清志	議員
18番	廣田光男	議員			

欠席議員（1名）

7番 昆 秀一 議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高 橋 昌 造 君	副 町 長	伊 藤 清 喜 君
総 務 課 長	山 本 良 司 君	企画財政課長	川 村 勝 弘 君
住 民 課 長	村 松 康 志 君	区画整理課長	藤 原 道 明 君

職務のために出席した職員

議会事務局長	菊 池 清 美 君	係 長	藤 原 和 久 君
主 事	渡 部 亜由美 君		

---

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、7番、昆秀一議員は都合により欠席する旨の通告がありました。

ただいまから平成28年矢巾町議会定例会を再開します。

これより1月第2回会議を開きます。

---

#### 議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 諸般の報告

○議長（廣田光男議員） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

当職からの報告はお手元に配付した報告書のとおりでありますので、ご覧願います。

次に、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

高橋町長。

（町長 行政報告）

○議長（廣田光男議員） 以上をもって諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（廣田光男議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

9番 川 村 農 夫 議員

10番 山 崎 道 夫 議員

11番 高 橋 七 郎 議員

の3名を指名します。

---

#### 日程第2 会議期間の決定

○議長（廣田光男議員） 日程第2、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日再開の1月第2回会議の会議期間は、1月18日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日1日としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) ご異議なしと認めます。

よって、1月第2回会議の期間は本日1日と決定しました。

---

### 日程第3 請願・陳情の審査報告

27請願第7号 TPP交渉の情報公開とTPPからの撤退・調印  
中止を求める請願

(産業建設常任委員長報告)

○議長(廣田光男議員) 日程第3、請願・陳情の審査報告を議題とします。

産業建設常任委員会に付託しておりました27請願第7号 TPP交渉の情報公開とTPPからの撤退・調印中止を求める請願について審査が終了した旨報告がありましたので、これを議題とします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

藤原梅昭産業建設常任委員長。

(産業建設常任委員長 藤原梅昭議員 登壇)

○産業建設常任委員長(藤原梅昭議員) 平成28年1月28日、矢巾町議会議長、廣田光男殿。  
矢巾町議会産業建設常任委員会委員長、藤原梅昭。

請願審査報告書。本委員会が、平成28年矢巾町議会定例会1月会議において付託を受けた請願の審査が終了したので、会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

記。1、付議事件名。27請願第7号 TPP交渉の情報公開とTPPからの撤退・調印中止を求める請願。請願者、農民運動岩手県連合会、会長、久保田彰孝。

2、委員会開催年月日。平成28年1月25日。

3、出席委員。6名全員出席。

4、審査経過。平成28年1月25日、午前11時55分開会、委員長挨拶後、27請願第7号について、請願資料に基づき慎重審議した。

5、審査結果。27請願第7号、委員5名中1名の反対があったが、採択すべきものと決定した。

6、審査意見。環太平洋連携協定（ＴＰＰ）は貿易自由化を目指した協定であり、昨年10月5日に「大筋合意」を受けて交渉に参加する12カ国の署名式が、来月の2月4日にニュージーランドにて開かれることが明らかになった。

特に農林水産業への影響ははかり知れず、食糧自給率はさらに減少し、現在の39%から大幅に落ち込むとも言われており、我が国の食糧安全保障の観点から見ても大変重大な問題である。

政府からの情報が開示されず、国民的な議論も尽くされない中で、農業生産減少額は政府試算の1,300億円に対し、東大研究室の独自試算では1兆3,000億円と桁違いの結果が示され、農林水産業の生産減少による関連全産業の生産減少額は3兆6,000億円強と推定、雇用の減少は76万1,000人と見込まれている。

本町の基幹産業である農業は壊滅的な打撃を受けることは必至であり、さらに食の安全の侵害・金融・保険・通信・医療など9,018項目のうち95%が対象となり、地域経済、国民生活全般にわたって深刻な悪影響を及ぼす懸念がある。

以上、報告とします。

○議長（廣田光男議員） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。  
討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。27請願第7号 TPP交渉の情報公開とTPPからの撤退・調印中止を求める請願についてを起立により採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択とすべきものであります。

お諮りいたします。27請願第7号 TPP交渉の情報公開とTPPからの撤退・調印中止を求める請願に賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、27請願第7号 TPP交渉の情報公開とTPPからの撤退・調印中止を求める請願については、採択することに決定いたしました。



---

日程第4 議案第2号 矢巾町活動交流センター条例の制定について

○議長（廣田光男議員） 日程第4、議案第2号 矢巾町活動交流センター条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第2号 矢巾町活動交流センター条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例制定につきましては、町民相互とまちに集う人々の良好な交流や活動によって文化的、経済的な活性化を図り、もって豊かな地域社会の形成と住民福祉に寄与することを目的として設置する矢巾町活動交流センターについて、その管理運営等に関し必要な事項を定めるものであります。

その内容といたしましては、第1条から第4条までは活動交流センターの設置、位置、構成、事業について規定し、第5条で指定管理者による管理について、第6条から第17条までは活動交流センターの業務等に関し必要な事項を規定しております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 2点について質問させていただきます。

第1点目は、条例第5条、それから条例第6条の中に避難経路への説明がないように思いますけれども、これは指定管理者にどのように避難経路のことは指導するのか、そのところをお聞きします。

それから2点目は、第10条、行為の禁止等のところに、許可を受けないで物品の販売、その他の商行為または金品の寄附の募集をすること、許可を受けないで印刷物、ポスター等を掲示し、または配布するということですがけれども、具体的にはどのようなことなのかお伺い

します。

○議長（廣田光男議員） 藤原区画整理課長。

○区画整理課長（藤原道明君） ただいまのご質問にお答えします。

まず、第5条、第6条の部分でございますが、避難経路に対する内容ということでございましたが、条例自体ではそこまでは規定しておるところではございませんが、実際の施設の管理運営についての指定管理者との打ち合わせ等の中で避難訓練については町としては指定管理者に当然に義務づけという考え方でおりまして、そういった訓練の中に具体的なものを盛り込んでいただいて実施していただくということを考えてございます。その管理運営につきましても、年2回モニタリングという形で実施いたしますし、そもそも避難訓練等につきましても消防法の規定もございますので、そちらに従って実施していくということを想定してございます。

2点目の第10条の許可というところですが、いわばこの第10条で禁止としておりますのは、許可なくやることを禁止しておるだけでございますので、基本的に許可をとってさえいただければできるというふうに捉えていただきたいと思います。これは、ああいった複数の方がいろいろ出入りする場所についての一般的な行為の禁止以上のものではございません。いずれ許可を受けないで募金等とかするということが自体は、やはりそれは施設の管理上いろいろな問題が発生してまいりますので、通常どちらの施設にも決められている条項でございまして、それ以上のものではございません。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 1点目に伺った答弁の中に消防法という、基づいて行うということですが、消防法の中には、2点方向の避難というところがありますけれども、1階で、火元が1階の場合に、中央の階段がシャッターでとまりますが、そのときにはどのような2点方向になるとお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田光男議員） 藤原区画整理課長。

○区画整理課長（藤原道明君） 避難経路についてでございますが、以前から議会の場でも何度かお答えをしておりますけれども、もう一カ所の避難経路としまして、普通のもう一カ所階段が、エレベーターの近くに階段が用意されておりますので、そちらを使ってということをご想定することになります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 関連ですか、13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 今回の施設には外階段がありませんけれども、やはり1階に火元があっても中央の階段のところシャッターがしまった場合、別の階段があるということですからけれども、そこは1点の避難経路になって、もう一点はなくなるわけですよね。そうすると、やはり外階段を新たにつけることが必要ではないかと思うのですけれども、その点はどのように考えたのでしょうか、お伺いします。考えなかったのでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 藤原区画整理課長。

○区画整理課長（藤原道明君） 法律の規定上2カ所あれば足りるということでございましたので、2カ所用意したというところでございます。それ以上にあれば安全性がより高まるという考え方は確かにありますけれども、この施設におきましては必要なものとめたと、それ以上のものにはしなかったということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ありますか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 私も2点お聞きいたします。

先ほどの2方向避難との関係もございしますが、確かに中央階段と、それから外側の階段と2カ所が避難階段には設定をされております。しかし、建物から外に出る場合の出口は、いわゆる避難階段と、それから正面玄関という想定をするのか、あるいは窓を見ていると、窓をあけば1階だったらこの窓からも外に出られるかと思いますが、窓が閉め切られている構造のような気がいたしましたのですけれども、例えば2階からだって窓から飛びおりることは可能なのですが、窓があくのかどうか。

それからもう一つは、屋上があるわけですが、例えば下に出れないときに屋上に避難することは想定可能なのでしょうか。法律上は、余り屋上に避難ということはないわけですが、一応場所としてはあるわけで、そういうことを考えているのか、それについてちょっとお願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 藤原区画整理課長。

○区画整理課長（藤原道明君） 2つのご質問ありましたので、1点目、窓があくのかということでございますが、建物の構造として、外壁の部分にガラスを使っているところがありますので、そちらにつきましては窓はあかない形になっております。ただ、全ての窓がそうになっているわけではございませんので、半分ぐらいは窓は普通にあくところがありますので、

そういったところはいくというふうになります。

それから、屋上避難につきましてですが、先ほど議員のほうからもお話がありましたように、基本的には屋上を避難場所というふうには捉えておりませんので、そういった仕掛け等はしていないということです。現実問題として、上に逃げることは不可能ではございません。ただそれがいわゆる安全的にどうなのかという部分を考えますと、基本的には下に避難していただくということになります。なお、あの施設につきましては、1階の入り口が3カ所ございます。いわゆる正面としているところと、西北角のところは正面というふうには捉えていますが、その場所、それから東側にもありますし、南側にもございます。3カ所ありますし、その3カ所は基本的に通常に開いているときは全て出入り可能な、施錠等はしない形です。自由な出入りをしていただきたいということの施設でございますので、その3カ所は基本的には開館時間はあいているというふうなものでございます。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第2号 矢巾町活動交流センター条例の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第2号 矢巾町活動交流センター条例の制定については原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第3号 矢巾町矢幅駅東西駅前広場条例の制定について

○議長（廣田光男議員） 日程第5、議案第3号 矢巾町矢幅駅東西駅前広場条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第3号 矢巾町矢幅駅東西駅前広場条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例制定につきましては、矢幅駅東西駅前広場の道路交通の円滑化と矢幅駅を利用する町民及びその他の利用者の方々の利便性の向上を図ることを目的として設置する矢巾町矢幅駅東西駅前広場の管理運営等に関し必要な事項を定めるものであります。

その内容といたしましては、第1条から第3条までは矢幅駅東西駅前広場の設置位置及び名称、施設について規定し、第4条から第12条まで及び第15条から第18条までは矢幅駅東西駅前広場の管理等に関し必要な事項を規定し、第13条及び第14条で指定管理者による管理と業務の内容を規定しております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 全員協議会でも説明がありましたけれども、バス停の件で再度確認しておきたいと思えます。東西にバス停がありますけれども、東側のバス停のところ、段差がありますけれども、新しい広場になる前に、バス停というか、タクシーに乗るときに足を挟めてけがをされて、裁判になって矢巾町が訴えられた事例がありますけれども、そのようなことが今後あり得るかもしれませんけれども、その点でバス停のところの段差を、ヒーターがあるからということで段差解消はできないということですが、どのようにしようとしておりますか。段差解消はできないけれども、標示とかどのようにしようと考えているのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田光男議員） 藤原区画整理課長。

○区画整理課長（藤原道明君） 段差解消が現場的に融雪装置の関係でできないというふうにお答えいたしまして、その点に残念ながら変更はないのでございますが、看板等の案内で注意喚起というのは今議員のほうからご提案ありましたので、そういった点につきましてこれからできる対処についてはいろいろ検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくご

指導お願いしたいところがございます。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 東側には盲学校、聾学校のバスもとまっているようではございますけれども、弱視の方もこれから医大ができた場合には乗りおりされると思うのですけれども、駅の階段にもついています黄色い線というか、目立つ印をつけたほうがいいと思います。字で書くとか点字で書くとか、そういうのも必要だと思うのですけれども、ぱっと足をとめるような標示の仕方もいいと思うのですけれども、その点考えていただきたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 藤原区画整理課長。

○区画整理課長（藤原道明君） お答えします。

現時点でもいわゆる目の不自由な方に対しましての黄色いブロックなりラインなりは設置をさせていただいておりますが、今後、今議員からのご提案もありましたバス停の案内という意味につきましても検討させていただきたいと思います。なお、ちょっと実際にロータリーの中で盲学校さん停車はしているのですが、実際にどの場所に停車しているのかということころをちょっと逆に打ち合わせしないとそこら辺までできないのかなと思いますので、そういったところも含め今後検討してまいりたいと思います。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ありませんか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 駅前広場の中のこれは第6条になりますか、（3）、集会、演説、音楽会、その他これらに類する催しのために駅前広場を利用することということで、町長の許可を受けなければならないという項目がありますが、実際どのような場所を集会とか音楽会に使用することが可能なのか、そこを教えていただきたいと思います。

もう一点は、複合施設のために、いわゆる30台の専用駐車場が、無料駐車場が用意されておりますが、そしてもう一つは、現在のJAシンセラの跡地を将来平成29年度に商工会が設置されるであろう商業施設との供用として35台がまず用意されているわけですが、これらに関する事は今回の条例の中には出てこないものなんでしょうか、あるいは町民にはどのように説明をするのでしょうか、それについてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 藤原区画整理課長。

○区画整理課長（藤原道明君） ただいまのご質問1点目、いわゆる第6条のほうで許可を求めている行為等の具体的な場所はどんな場所を想定しているのかというふうなお話だと思えますが、ここでこの条例で言うております駅前広場というのは、いわゆるロータリーで車が通る場所だけではなくて、その周辺の歩行者が歩くところも含めてこの駅前広場というふうに扱っております。その関係がありますので、音楽とか演説とか集会とかというのは基本的には歩道部分を想定しているものでございます。

それから、2点目の駐車場に対する町民への告知といいますか、アナウンスにつきましては、これは駅前広場のほうの条例であれなのですけれども、今後基本的には広報で案内はいたしますが、あと施設のパンフレットを用意する予定でございまして、パンフレットのほうにも駐車場については触れるというふうな形で案内したいと思えますし、駐車場の現地につきましても看板等を掲げまして、近くに来ればわかるというふうな状況にはする予定をしております。そういった形でのアナウンスということで想定しております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 討論を終わります。

採決に入ります。議案第3号 矢巾町矢幅駅東西駅前広場条例の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第3号 矢巾町矢幅駅東西駅前広場条例の制定については原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第4号 矢巾町子育て世代活動支援センター条例の制定について

○議長（廣田光男議員） 日程第6、議案第4号 矢巾町子育て世代活動支援センター条例の

制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第4号 矢巾町子育て世代活動支援センター条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例制定につきましては、町の中心部に遊びや交流の場を提供し、子育て世代のさまざまな活動を支援するために設置する子育て世代活動支援センターについて、その管理運営等に関して必要な事項を定めるものであります。

その内容といたしましては、第1条で設置について、第2条で事業の内容を規定し、第3条で指定管理者による管理について、第4条から第7条までは子育て世代活動支援センターの利用者の範囲等、事業運営に関し必要な事項を規定するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 1点質問させていただきます。第4条から第6条まで利用者の範囲ということが書いてありますけれども、この利用者の範囲の中にはたくさんの意味が含まれていると思いますけれども、子どもさんたちは親が気づかないことでも危険がいっぱいあると思います。多動の子どもとか誤飲、アレルギーの子どもさんとか、そのようなところは今現在指定管理者に認定されているところとはどのような話し合いがされているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） ただいまのご質問にお答えいたします。

全員協議会でもお答えいたしましたけれども、障がい児の一時預かり等についての受け入れについてどのように考えているかということにつきまして、障がいの程度によりましてということでお答えを申し上げました。というのも、やはり障がいにもいろいろ差異がありまし



て、そのスタッフが実際にセンターにいらしたときに保護者あるいは児童と面談をいたしまして、多動とか、あと耳が少し聞こえづらいとか、そういった軽度のものであれば、それは受け入れ可能だというふうに判断をするものだというふうに考えておりますし、その点につきましてはどこまで受け入れるかということについては今後詳しく指定管理者のほうと協議を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員） この間の全協でも小児科医との連携を図っていくということがございました。一方で、誤嚥については消防車や小児科医の到着を待っていては間に合わないということも申し上げました。この間新聞を見ていましたら、やはりこういう子育てセンターで事故が起きておまして、カステラを食べて、それが喉に詰まって子供さんが亡くなったというのが載っておりました。おやつ等でカステラとかというのはごく普通に出てきそうなものですが、それがやはり喉が詰まる原因にもなります。それで、特にも誤嚥についての訓練というものはかなりやらないと対応ができないと思うのです。今までゆりかごさんのほうはず学童保育のほうの経験はおありだと思いますが、6カ月以上の乳幼児の経験はおありではないと思うのです。新たにこれをやるわけですから、誤嚥に対する訓練というのは、本当にこれは重ねても重ねても足りないくらいだと思うのだけれども、一般的なおなかで、腹圧で出すとかということもありますけれども、やっぱり逆さまにして背中を振るとか、本当にあるいはそれは書いていないかもしれないのだけれども、あらゆる手を使って出さなければいけないということで、そういう本当に濃密な知識、経験、訓練が必要だと考えますので、そこら辺に対する訓練機関をどこに依頼するのかとか、自前で訓練するのかとか、そういうことについてちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） 全協でご指摘いただきましたとおり、本当に誤嚥は一刻を争う問題でございます。特に6カ月から預かるわけでございますので、とにかく一秒でも早く吐き出させることが大事だと思っております。ということで、ゆりかごのスタッフに対しましては、誤嚥に対する対処法についてどこの、どこで研修するとかということはまだ決めてはおりませんが、徹底して誤嚥対策に当たるような指導をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

5番、齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 利用料金なのですけれども、1カ月の利用料の見込みとかという部分は立てているのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） 1カ月の利用料金なのですけれども、まだ始まっていないわけでございまして、実際のところは立てていないのですけれども、紫波町の例を挙げますと、紫波町は6人の定員で一時預かりをしております。そして、月曜日から金曜日までで預かっておりまして、時間は1時間300円ということになってございます。時間も9時から4時半までということになっておりまして、そこら辺を想定しまして、最初どのぐらいの利用があるかということちょっと1カ月くらい見て、何人利用するかというのはちょっと想定できないのですから、現時点ではまず幾らかというのは想定できないのですが、およそ紫波町に近いぐらいはいただけるのかなというふうな考えというか、感じは持っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第4号 矢巾町子育て世代活動支援センター条例の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第4号 矢巾町子育て世代活動支援センター条例の制定については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

午前 10 時 45 分 休憩

午前 10 時 46 分 再開

○議長（廣田光男議員） 再開します。

日程第 7 発議案第 2 号 矢巾町議会傍聴規則の全部を改正する規則について

○議長（廣田光男議員） 日程第 7、発議案第 2 号 矢巾町議会傍聴規則の全部を改正する規則についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

9 番、川村農夫議員。

（9 番 川村農夫議員 登壇）

○9 番（川村農夫議員） 発議案第 2 号 矢巾町議会傍聴規則の全部を改正する規則についての提案理由の説明を申し上げます。

このたびの規則改正は、昭和 61 年以降改正していない状況でありましたが、社会情勢に合わないところも多々出てきたところから、全部改正を行うものであります。

その内容についてですが、会議の傍聴者は受け付け簿に氏名、住所のほか、年齢、性別を記載することとしておりましたが、年齢、性別は記載不要としたほか、傍聴券、傍聴証の交付を取りやめたものであります。また、傍聴者として入場できないものを細かく規定しておりましたが、差別的な用語もあったことから、その条項を削り、傍聴人の守るべき条項を追加したところであります。そのほか全体にわたり文言の整理と様式を削ることとしたところであります。

なお、この規則は平成 28 年 2 月 1 日から施行するものであります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第2号 矢巾町議会傍聴規則の全部を改正する規則についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、発議案第2号 矢巾町議会傍聴規則の全部を改正する規則については原案のとおり可決されました。

---

日程第8 発議案第3号 TPP交渉の情報公開とTPPからの撤退・調印中止を求める意見書の提出について

○議長(廣田光男議員) 日程第8、発議案第3号 TPP交渉の情報公開とTPPからの撤退・調印中止を求める意見書の提出についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとします。

(職員朗読)

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明を求めます。

8番、藤原梅昭議員。

(8番 藤原梅昭議員 登壇)

○8番(藤原梅昭議員) 発議案第3号 TPP交渉の情報公開とTPPからの撤退・調印中止を求める意見書の提出について提案理由を説明いたします。

提案理由については、請願の審査意見と同じですので、それをもちまして議員各位の賛同を求めてという提案理由といたします。

なお、この提案理由の意見書の中で、衆議院議員の畑浩治様、これは記載されていますけれども、間違いですので、後で削除して訂正した上で提出したいなと思います。

以上です。

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで質疑を終わります。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第3号 TPP交渉の情報公開とTPPからの撤退・調印中止を求める意見書の提出についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、発議案第3号 TPP交渉の情報公開とTPPからの撤退・調印中止を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

-----  
○議長(廣田光男議員) 以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって平成28年矢巾町議会定例会1月第2回会議を閉じます。大変ご苦労さまでございました。

午前10時54分 閉議

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員